

(参考)

肝炎治療特別促進事業について

目的

国内最大の感染症であるB型・C型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が奏効すれば肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病を予防することが可能な疾病である。
しかし、当該治療にかかる医療費が高額(自己負担年額 約80万円/月額約7万円)※であるため、早期治療の推進の観点から、インターフェロン治療への医療費助成を行うものとする。

※C型肝炎で、標準的な治療(ペグインターフェロンとリバビリンを48週投与)を受けた場合(自己負担割合3割の場合)のおおまかな試算

実施主体 都道府県

対象医療 B型肝炎、C型肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療(保険適用の範囲内とする)

自己負担 限度額	階層 (全対象者に対して 占める割合(見込み))	世帯当たりの 市町村民税課税年額	自己負担限度額 (月当たり)
	A階層 (50%)	65,000円未満	1万円
	B階層 (30%)	65,000円以上 ~235,000円未満	3万円
	C階層 (20%)	235,000円以上	5万円

財源負担 国：地方＝1：1

対象人数 1年間に10万人が助成を受けることを目指す

実施期間 7年間(平成20年度～平成26年度)
3年後(平成23年度)に見直し

総事業費 年間約256億円(7年間で約1,800億円)

予算 平成21年度分約129億円を計上
(医療費 約128億円+事務費 約1億円)